

令和8年4月1日施行



自転車等に対する 青切符による取り締まりが始まります

自転車のルール遵守を徹底するため、4月1日より「交通反則通告制度（青切符）」が導入されます。これまで自転車の違反は、有罪となれば「前科」が付く刑事罰（赤切符）として処理されてきましたが、今後は16歳以上の交通違反に対して、反則金の納付という制度が適用されることになります。自転車も「車両」の仲間であり、交通ルールの遵守は義務です。迷惑走行への指導・警告も強化されます。

今一度ルールを再確認し、安全運転を心がけましょう。

違反行為	反則金
ながら運転（スマートフォン等の使用）	12,000円
遮断踏切立入	7,000円
信号無視	6,000円
車道の右側通行、逆走	6,000円
歩道通行	6,000円
一時不停止	5,000円
傘差し運転、イヤホン	5,000円
無灯火	5,000円
並進運転	3,000円
2人乗り	3,000円



※酒気帯び運転など悪質な違反については、これまで通り赤切符が交付され、刑事手続となります。

自転車のルールで気を付けること

① 車道は原則、左側を通行

自転車も自動車と同じ左側走行が定められています。例えば、歩道を走行時に、歩行者を避けるために一時的に車道に出た場合でも、車道の右側を走行していた場合は逆走となり違反になります。

② 歩道を走る際は車道寄りを走行する

自転車は車道走行が危険だと判断すれば、歩道を走行することができます。歩道を走行する際は、原則車道寄りを通行します。歩行者がいる場合は、歩行者を優先して徐行し、通行を妨げる場合は一時停止します。

③ ながら運転をしない

スマホを持っての通話や画面直視での走行、傘を差しての運転は違反になります。また、愛知県では傘スタンドが規制されているため、傘をスタンドに固定している場合であっても違反となります。